

泌尿器抗加齢医学研究会 会 則

【名称】

第1条

本会は泌尿器抗加齢医学研究会と称する。

【事務局】

第2条

本会は事務局を東京都板橋区加賀2-1 1-1 帝京大学医学部附属病院 泌尿器科におく。

【目的】

第3条

本会は泌尿器科領域での加齢・老化現象について、これを軽減、修復、防止するための方策を基礎科学的ならびに臨床医学的に、研究・調査・追及し、泌尿器科領域における抗加齢医学研究および正しい医療の開発・推進・発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 泌尿器科における抗加齢医学研究と臨床の促進
- 2) 泌尿器科抗加齢医学における多施設共同研究の推進
- 3) 泌尿器科における抗加齢医学診療ガイドラインの作成
- 4) 泌尿器科における抗加齢医学研究成果の発表
- 5) 泌尿器科における抗加齢医学の国際学会との交流
- 6) 泌尿器科における抗加齢医学の啓発活動
- 7) 研究会活動報告や研究内容に関するレポート及び書籍の発行などの情報提供
- 8) 泌尿器科領域の抗加齢医学に関する教育と指導者の育成
- 9) 泌尿器科領域の抗加齢医学に関する医薬品、医療機器、サプリメントの開発と製造、使用方法に関する指導と協力
- 10) その他、泌尿器科領域の抗加齢医学に関する全般の活動

泌尿器抗加齢医学研究会 会 則

【会員】

第5条

1. 本会の会員種類は、以下とする。
 - 1) 正会員
日本抗加齢医学会の会員で、本会の目的に賛同する個人とする。
 - 2) 賛助会員
本会の目的に賛同し、支援いただける企業、団体とする。
2. 会員名簿を作成する。
3. 会員は、別に定める会費を払う義務を負うものとする。

【役員】

第6条

本会には、以下の役員をおく。

- 1) 世話人代表を1名おく。世話人代表は世話人の互選により選任する。
- 2) 世話人は若干名とする。

【会議】

第7条

本会の会議は世話人会をもって構成し、議長は世話人代表とする。

【世話人会】

第8条

世話人会では、下記の項目を検討し、報告しなければならない。

- 1) 予算を含む年度事業計画の承認
- 2) 決算を含む年度事業報告の承認

【学術集会】

第9条

本会は原則として年に1回、学術集会・共催シンポジウムのいずれかを学術集会会長の主催のもとに開催する。

【会計】

第10条

本会の会計は会費、寄付金およびその他の収入をもって処理する。

泌尿器抗加齢医学研究会 会 則

【会計年度】

第11条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

【規則の変更】

第12条

本規則は世話人会および総会の議を経て変更することができる。

【付則】

1) 本規則は平成 20 年12 月1日から施行する。

2) 年会費は次のとおりとし、平成21年4月1日から施行する。

正会員 3,000 円

賛助会員 200,000 円

3) 役員名簿

顧問 熊本 悦明 日本臨床男性医学研究所 所長 (日本抗加齢医学会顧問)

発起人 (五十音順)

穎川 晋 東京慈恵会医科大学 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

大家 基嗣 慶應義塾大学医学部 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

大山 力 弘前大学医学部 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

岡田 弘 独協医大越谷病院 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

小川 良雄 昭和大学医学部 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

塚本 泰司 札幌医科大学 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

永井 敦 川崎医科大学 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

堀江 重郎 帝京大学医学部 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会理事)

松岡 啓 久留米大学医学部 泌尿器科 教授 (日本抗加齢医学会評議員)

植村 天受 近畿大学医学部泌尿器科教室)

井手 久満 帝京大学医学部 泌尿器科 准教授 (日本抗加齢医学会評議員)

増田 均 東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科 泌尿器科学教室 講師

松本 成史 旭川医科大学 腎泌尿器外科学講座 講師

4) 事務取り扱い

事務局は事務取り扱いを委託することができる。